

旅行商品誘客促進事業（受注型企画旅行）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人香川県観光協会（以下「協会」という。）が、香川県への団体旅行客の誘致を図るため、香川県内での宿泊を伴う受注型企画旅行（旅行者からの依頼により、旅行会社等が、旅行の目的地及び日程並びに運送又は宿泊の旅行サービスの内容並びに旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成、提案し、実施する旅行をいう。）等の造成経費の一部を助成する旅行商品誘客促進事業（受注型企画旅行）補助金（以下、「補助金」という。以下同じ。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業者）

第2条 対象事業者は、次条の補助要件を満たす香川県への受注型企画旅行を実施した、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づき旅行業の登録を受けている旅行会社等とする。

（補助要件）

第3条 バスツアーであって、次の要件を全て満たすもの又はこれに準ずるものとして協会の会長（以下「会長」という。）が定めるものを対象とする。

- （1）受注型企画旅行であること。
- （2）貸切バスを利用した団体旅行であって、1団体の構成人数が15名以上（ドライバー及びガイドを除く）のバスツアーであること。
- （3）香川県外を発着地とするバスツアーであること。
その内、到着又は出発のいずれかで高松空港又は香川県内JR各駅を利用したものを含む。
- （4）香川県内で1泊以上宿泊する、1泊2日以上バスツアーであること。
- （5）香川県内の観光地を1か所以上訪問・滞在するバスツアーであること。
- （6）令和2年4月20日から令和3年3月18日までの間に催行されるバスツアーであること。
- （7）交付申請日から6か月以内に催行されるバスツアーであること。
- （8）宗教、政治、興行、視察、大会等への参加を目的とするバスツアーでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、他の助成事業に係る補助を受けるバスツアーである場合その他会長が不適当と認めた場合については、補助金の交付の対象としないものとする。

（補助額及び補助限度額）

第4条 催行日及び行程が同一のツアーを1つのツアーとみなし、1ツアーにつき3万円を補助する。なお、催行日及び行程が同一のツアーに複数台のバスが使用される場合は、全体で1ツアーとみなすこととする。

2 1事業所につき9万円を補助限度額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する会長が定めるバスツアーの補助額は、会長が定める。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、原則として、補助事業実施の20日前までに、補助金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請期間は、令和2年4月1日から令和3年2月26日までとする。但し、補助金の交付決定額が予算額に達した場合は、補助金交付申請の受付を終了するものとする。

3 但し、前項の規定により受け付けることができなかった申請又は申請の意思表示（FAX又は電子メールによる申請書類の送信を言う。）については、到達した順に順位を付し、申請を受け付けたバスツアーが催行されなかった場合、又は補助要件を満たすことができなかった場合、順位の若い方から順に、予算の範囲内で交付決定を行うことができる。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付を適当と認めた事業（以下、「補助事業」という。）について、予算の範囲内において、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第7条 補助事業者は、交付決定された補助事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに補助金変更交付（中止）申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により補助金変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、変更を認める場合は、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後20日以内又は令和3年3月22日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 会長は、前条の規定により補助金実績報告書の提出があったときは、必要な検査を行い、適正であると認めた場合は、予算の範囲内において、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書（様式6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 補助金の支払いは、精算払いとする。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第11条 補助事業者が不正に補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、補助事業者は、当該取り消しに係る補助金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(証拠書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要の都度、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から適用する。